

# マイナンバー制度 (社会保障・税番号制度)



マイナンバー広報キャラクター  
「マイナちゃん」

- 通知カードを送付します
- 個人番号カードの申請が始まります

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）の開始により、28年1月から社会保障、税、災害対策の分野の手続きでマイナンバーの利用が始まります。

これに伴い、27年10月下旬～11月にかけて、住民票を有する住民の皆さん一人一人に、12桁のマイナンバー（個人番号）が記載された「通知カード」を送付します。

また、申請により28年1月以降に「個人番号カード」を交付します。

10月下旬、  
「通知カード」を  
皆さんに送付し  
ます

## ●通知カードとは？

「通知カード」には、数字12桁のマイナンバー（個人番号）と氏名、住所、生年月日、性別が記載されます。顔写真はありませぬ。

## ●通知カードを送付します

「通知カード」は紙製のカードです。

10月下旬～11月にかけて住民票を有する全ての人を

通知カード	
個人番号	_____
氏名	_____
住所	_____
平成〇年〇月〇日生	性別 女
発行 平成〇〇年〇月〇日	〇市長

通知カード（イメージ）

対象に住民票の住所に世帯ごとに簡易書留で送付します。中长期在留者や特別永住者などの外国人の人も対象になります。

## ●通知カードはこのように使います

28年1月以降、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）の開始により、社会保障、税、災害対策の分野の手続きで、行政機関の窓口や勤務先、金融機関などでマイナンバーの提示を求められた場合に利用します。その際、「通知カード」と併せて運転免許証などの本人確認書類（健康保険証や年金手帳などの顔写真の付いていない証明書の場合は2点以上）の提示が必要です。

※記載事項に変更があった場合、裏面に記載するため、市民窓口課へ持参していただく必要があります。

※マイナンバーは一生使うものです。マイナンバーが漏えいして不正に使用される恐れがある場合を除いて、一生変更されませぬ。

また、「通知カード」の再交付には500円必要になりますので、大切に保管してください。

「個人番号カード」の申請が始まります

## ●個人番号カードとは？

28年1月以降に「個人番号カード」を交付します。

「個人番号カード」は身分証明書として利用できる顔写真付きのICカードです。

マイナンバー（個人番号）の他、氏名、住所、生年月日、性別、有効期限が記載されます。

なお、「個人番号カード」の取得には申請が必要です。また、「個人番号カード」も、記載事項（氏名・住所・生年月日・性別）に変更があった場合、表面に記載するため、市民窓口課へ持参していただく必要があります。

個人番号カードの取得には申請が必要です



## 個人番号カード（イメージ）



表面



裏面

### ●個人番号カードの申請と交付

#### ・申請方法

◆「通知カード」のお知らせの封書に「個人番号カード」の申請書と返信用封筒が同封されていますので、申請書に必要事項を記入し写真を貼って、返信用封筒で郵送してください（スマートフォンなどでの申請も可能です。詳しくはお問い合わせください）。

#### ・交付方法

◆28年1月以降、交付の準備が整い次第、「交付通知書」を送付します。

◆「交付通知書」、運転免許証などの本人確認書類、「通知カード」、住民基本台帳カード（お持ちの人のみ）を、市民窓口課まで持参してください。

◆本人確認の上、暗証番号を設定し、交付します。

※「通知カード」と住民基本台帳カード（お持ちの人のみ）は交付の際に返納していただきます。

◆「個人番号カード」の交付開始は28年1月からとなります。28年1月以降の申請については、申請から交付まで3〜4週間かかります。

・手数料 当面の間無料です。ただし、再交付には800円、カードへの電子証明書の搭載は初回無料で更新・再発行には200円必要です。

・有効期限 発行日から10回目の誕生日（20歳未満は5回目の誕生日）までです。また、カードに搭載される電子証明書の有効期限は発効日から5年間です。

### ●個人番号カードはこのように使えます

#### ・マイナンバーの確認の場面

行政機関の窓口や勤務先、金融機関などでマイナンバーの提示を求められた際に、「個人番号カード」なら、顔写真があるので番号確認と本人確認が1枚で完了します。

#### ・身分証明書として

公的な身分証明書として広くご利用いただけます。※ただし、法律で定められた場合以外でカード裏面のマイナンバーを書き写したり、コピーを取ったりすることは禁止されています。

・各種行政手続きのオンライン申請に  
 国税電子申告（e-Tax）などの行政手続きのオンライン申請やマイナンバーに係る情報を閲覧できる「マイナポータル」（29年1月から開始予定）のログインに利用できます。

・住民票などのコンビニ交付に  
 本市では、28年4月以降に住民票などのコンビニ交付の開始を予定しています。コンビニ交付をご利用いただくには、「個人番号カード」（電子証明書が搭載されたもの）が必要になります。

### ●住民基本台帳カードはどうなるの？

「個人番号カード」は、これまでの住民基本台帳カードの機能を引き継ぐものです。28年1月以降は住民基本台帳カードの新規・更新手続きをしません。27年12月までに発行した住民基本台帳カードは有効期限までご利用いただけます。

住民基本台帳カードを持つ人が「個人番号カード」を希望する場合には、「個人番号カード」の申請後、交付の際に住民基本台帳カードを返納していただくことでカードの変更が可能で

・公的個人認証サービス（電子証明書）を利用されている人へ  
 現在、住民基本台帳カードをお持ちで、住民基本台帳カード内に有効な電子証明書が搭載されている人は、有効期限（電子証明書について発行日から原則3年）までご利用いただけます。

## 問い合わせ

- 通知カード・個人番号カード・住民基本台帳カードについて  
 ・カードナビダイヤル【☎0570(07)4178】（10月1日（木）、午前10時から開設）または市民窓口課（内線131）
- マイナンバー制度について  
 ・マイナンバーコールセンター【☎0570(20)0178】、外国語（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語）対応コールセンター【☎0570(20)0291】
- ※いずれも土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前9時30分～午後5時30分。またナビダイヤルのため通話料が掛かります。
- ・内閣官房「マイナンバー 社会保障・税番号制度」ウェブサイト  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

ただし、住民基本台帳カードへの電子証明書の新規・更新手続きは27年12月22日（火）をもって終了になりますので、それ以後電子証明書が必要な場合は、「個人番号カード」をご申請いただき、個人番号カード内の電子証明書を使用してください。 ※電子証明書は、インターネットを通じてオンラインの申請や届け出の際、他人による成りすましやデータの改ざんを防ぐために用いる本人確認の手段です。

# 国勢調査を

## 実施しています

### 調査にご協力を

国勢調査は、日本の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法に基づき5年ごとに実施する最も重要な調査です。

27年国勢調査は、少子高齢化社会における日本の未

来を描く上で欠くことのできないデータを得るために実施しています。

調査結果は、さまざまな法令にその利用が定められている他、社会福祉、雇用政策、生活環境の整備、防災対策など、私たちの暮らしのために役立てられます。

## 竹綱副市長が再任



27年第3回市議会定例会で同意を受けて、9月4日付で竹綱 啓一さん(67歳)が副市長に再任しました。任期は4年です。

昭和45年から市役所に勤務し、市長公室長、総務部長などを歴任の後、19年から副市長を務めています。

国勢調査 2015

国勢調査は、日本国内に住むすべての人と世帯を対象とした調査です。

みなさまのご理解・ご協力を  
よろしくお願いします。

<http://kokusei2015.stat.go.jp/>

総務省統計局・都道府県・市区町村からのお知らせです

※詳しくは、総務省統計局「国勢調査2015」キャンペーンサイト「<http://kokusei2015.stat.go.jp/>」をご覧ください。

問い合わせ 総務課 (内線331)

# 軽自動車税の 税率が変わります

国の税制改正により軽自動車税の税率が改正され、次のとおり適用されます。

## ●原動機付自転車などについて

28年4月1日(金)より、原動機付自転車などの二輪車や小型特殊自動車の税額が変わります。

なお、27年度から適用の予定でしたが、税率の引き上げが1年間延長となり、28年度から変更されました。

主な車種区分と税額は次のとおりです。

- 転車 ≪50ccまでの原動機付自  
転車≫
- 1000円(現行) から2000円(改正後)
- 転車 ≪90ccまでの原動機付自  
転車≫
- 1200円(現行) から2000円(改正後)

≪125ccまでの原動機付自転車≫

1600円(現行) から2400円(改正後)

≪ミニカー(50cc以下)≫

2500円(現行) から3700円(改正後)

≪軽二輪(125cc超250cc以下)≫

2400円(現行) から3600円(改正後)

≪小型二輪(250cc超)≫

4000円(現行) から6000円(改正後)

## ●軽自動車について

軽自動車の税額は、27年4月1日以後に新規登録をした新車について新税率が適用になります。

主な車種区分と税額は次のとおりです。

≪家用乗用車≫

7200円(現行) から1万8000円(改正後)

≪家用貨物≫

4000円(現行) から5000円(改正後)

また、最初の新規検査から13年を経過した軽自動車

については、すでに登録されている車両も含めて、28

年度から新税額にさらに20

割の税金が上乗せされた重

課税率が適用されますので

ご注意ください。

※車種や購入時期により税率が異なりますので、詳しくは市ウェブサイトの各課

のページ「課税課」をご覧ください。

お問い合わせ 課税課 (内線110)

## 市表彰式を開催します

～市民の皆さんもご参加ください～

本市では、自治振興、教育文化、公安防災、産業振興、福祉衛生、スポーツ、善行などさまざまな分野で活躍、貢献された皆さんの功績をたたえ、表彰式を開催します。

表彰式には、受賞者のご家族、ご友人をはじめ一般の人もご参加いただけます。

皆さんで晴れの受賞者を祝福し、その功績をたたえましょう。

とき 11月3日(祝)、午前10時～11時(午前9時30分～受け付け)

ところ すばるホール4階銀河の間

問い合わせ 秘書課 (内線312)



# 詐欺に金返す にご注意を



府内での、今年1月～7月の還付金詐欺による被害件数は342件、被害額は3億6200万円、昨年と比べて被害件数は約7倍、被害額は約8倍に達しています。また、被害者の98%が60歳以上の高齢者です。

市役所の保健担当などを名乗る者から「医療費の還付を受ける手続きが済んでいません。今日なら間に合いますよ」などと電話があり、コンビニや銀行のATMに誘導し、携帯電話を使って「振り込み金額」を「登録番号」などと偽り入力させ、犯人の口座に知らず知らずのうちに現金を振り込ませる手口に注意してください。

## 被害に遭わないために

◆詐欺の入り口の多くは犯人からの電話です。第一声を留守番電話など自動音声にするだけでも抑止効果があります。ナンバーディスプレイ契約をして「知らない人からの電話には出ない」を徹底することも大切です。

◆キャッシュカードで預金口座から振り込む場合の限度額を銀行などへ申告して、必要最低限に変更しておく目安です。

◆府警の「安まちメール」では、地域の被害情報や注意を促すメールを配信しています。家族で地域の安まちメールに登録し、注意し合うと、より効果的です。

※安まちメールは、ひったくりや子どもに対する声掛け、女性に対する性犯罪情報を、警察署から電子メールでタイムリーにお知らせするシステムです。配信種別や受信時間、受信地区を設定できます(登録料は無料ですが、通信料はご利用者負担となります)。詳しくは府警ホームページ [http://www.info.police.pref.sakai.jp/userMenu.do] をご覧ください。

お問い合わせ 富田林警察署 生活安全課防犯係 ☎(25)1234

## 「臨時福祉給付金」の申請 お忘れではありませんか

「臨時福祉給付金」の申請受け付けは10月30日(金)までですので、支給対象者で申請がまだの人はお急ぎください。

詳しくは、お知らせチラシ

シ「平成27年度市民税が非課税の方 申請をお忘れではありませんか! 臨時福祉給付金」をご覧ください。

チラシは、市役所2階20番窓口向かい特設受付または

は金剛連絡所2階特設受付の他、市内各公共施設の窓口にも備え付けています。

また、市ウェブサイトの各課のページ「地域福祉課」でもご覧いただくことができます。

お問い合わせ 市給付金専用コールセンター ☎0570(074)474 または臨時福祉給付金支給担当(内線286)

## 地域限定 「オレンヂ縁結び」恋活」



## 恋活パーティーを 初開催します

### in 城山オレンヂ園

富田林青年会議所(富田林JC)では、本市、太子町、河南町、千早赤阪村、大阪狭山市の後援で、男女が気軽に出会える機会を設け、恋愛・結婚への第一歩を踏み出してもらうことを目的とした「オレンヂ縁結び」恋活」を開催します。

用意して皆さんをお待ちしています。

約20人の富田林JCスタッフが全力で皆さんの「恋活」をお手伝いします

ので、地元同士ならではの話し心も弾む出合いの場にぜひ気軽に参加ください。

とき 11月29日(日)、正午～

ところ 城山オレンヂ園(伏見堂1003)

メディアでおなじみの「城山オレンヂ園」で「甘い恋」を見つけれませんか。自然を満喫できる内容を

◆対象者 男性 本市、太子町、河

南町、千早赤阪村、大阪狭山市に在住の人

◆女性 男性と同じ地域または、その周辺に在住の人

※男女とも25歳からおおむね40歳までの独身者に限ります。

定員 男女各30人程度

参加費 男性 3000円、女性 2000円

申し込み 10月31日(土)までに富田林JC ☎(24)1231(月・水・金曜日)の午前11時～午後3時へ

※申し込み多数の場合は抽選します。ただし、申し込み状況により予定より早く締め切る場合があります。

※詳しくは富田林JCホームページ [http://www.tonabayashi-jc.org/] をご覧ください。

## 期日前投票と

## 郵便などによる不在者投票

### 市役所と金剛連絡所で 期日前投票ができます

投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などの用務があるなど、一定の事由に該当し、投票所へ行くことができないと予想される人は、期日前投票ができます。

とき 選挙期日の公示(告示)日の翌日～投票日前日、午前8時30分～午後8時(土・日曜日、祝日を含む)ところ 市役所4階401会議室および金剛連絡所2階ホール  
※基本的な投票手続きは、選挙期日の投票所における投票手続きと同じです。ただし、宣誓書の提出が必要となります。

### 郵便などによる不在者 投票

身体障がい者手帳や戦傷病者手帳、介護保険被保険者証を有し、投票所に行く

ことが困難で次の要件に該当する人は、自宅などで郵便などによる不在者投票ができます。

#### 身体障がい者手帳の記載内容

○両下肢・体幹の障がい、または移動機能の障がい  
1・2級の人

○心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい  
1・3級の人

○免疫・肝臓の障がい  
1・3級の人

#### 戦傷病者手帳の記載内容

○両下肢、または体幹の障がい  
が特別第2項症の人

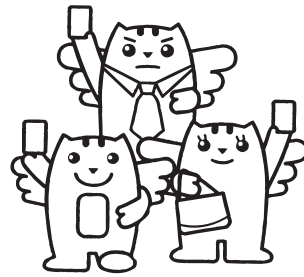
○心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい  
が特別第3項症の人

#### 介護保険被保険者証の記載内容

○要介護状態区分が要介護5の人

この方法で不在者投票をするためには、事前に選挙管理委員会に申請し、「郵便等投票証明書」の交付を受

けておく必要があります。申請は、随時受け付けていますので、該当される人はお早めに手続きをしてください。なお、同証明書には有効期限がありますので、すでに期限が切れている人は、再度申請が必要です。問い合わせ 選挙管理委員会事務局(内線486)



## 10月から防災無線の定期放送時間が 午後5時に変わります

本市では、災害危険箇所や市立小学校など市内41カ所に設置している防災無線を活用し、毎日午後6時に童謡「夕焼け小焼け」を定期放送しています。

これは、災害発生時に備えた平常時の放送点検と、子どもたちに帰宅を呼び掛けるために実施しています。夕暮れが早くなる10月～翌年2月までの間は、定期放送の時間を午後6時か



ら午後5時に変更しますので、お間違えのないようご注意ください。  
問い合わせ 危機管理室(内線9503)

### 災害による被害を最小限に ～中野・別井地区に自主防災組織が誕生～

新たに、中野若葉町会と北別井町会に自主防災組織が結成され、消火器やヘルメットなどの防災資機材が配備されました。

今後、日頃の防災活動や地域で発生した災害へのいち早い対応など、地域防災の柱として住民の安全を確保するための活発な活動が期待されます。



中野若葉町会自主防災会



北別井自主防災会

問い合わせ 市消防本部警備救急課 (☎23) 1125)

# 「第3期行財政改革プラン」 「31年度」(素案)に対するパブリックコメントを実施します

本市では、これまで「市集中改革プラン(17～21年度)」、「行財政改革の推進について(22～26年度)」を策定し、取り組みを進めてきました。

プラン」の素案をまとめました。

この素案について、市民の皆さんのご意見などを、次のとおり募集します。

意見などの募集期間  
10月1日(木)～31日(土)

素案の閲覧方法  
10月1日(木)～、市役所(情報公開課および行政管理課)

## 広告入り窓口封筒の無償提供者を募集

本市では、市民サービス向上のため、地元企業などの広告を掲載した封筒を窓口を設置し、来庁者の皆さんに利用していただいています。

このたび、28年度に使用する広告入り窓口封筒を作成し、無償で提供していただける事業者を募集します。

※広告主は、事業者で募集していただきます。

申し込み 10月2日(金)～16

日(金)(土・日曜日、祝日は除く)、午前9時～午後5時30分までに市民窓口課(内線134)へ



課)、金剛連絡所、中央・金剛図書館、中央・金剛・東公民館、人権文化センター、青少年センター、すばるホール、レインボーホール(市民会館)、総合福祉会館、けあばる、かがりの郷、保健センター、市民総合体育館、総合スポーツ公園、きらめきファクトリーまたは市ウェブサイトの市役所のご案内「パブリックコメント」でご覧いただけます。

意見などの提出方法  
10月31日(土)(消印有効)までに住所、氏名、電話番号、ご意見を記入し、はがき、封書、ファクス、Eメールで☎584・8511市役所行政管理課(FAX)9037・Eメールg-kanri@city.tondabayashi.jpへ

※直接持参も可。電話での受け付けはできません。なお、提出されたご意見は、反映できるように検討させていただきますが、個別に回答できませんのでご了承ください。

問い合わせ 行政管理課(内線339)

## 市地域福祉推進委員会委員を募集

本市では、第3期市地域福祉計画(29年度)の策定に向けて作業に取り組んでいます。

このたび、同委員を募集しますので、委員になって皆さんの知識と経験を生かしてみませんか。

対象者 市内在住で地域福祉に関心がある70歳未満の人

募集 2人 ※面接および作文審査により選考します。面接日時は後日連絡します。

任期 計画策定まで(29年3月予定)

申し込み 地域福祉課に備え付けの申込用紙に必要事項を記入し、「わたしが考える地域福祉とは」をテーマにした作文(400～800字、用紙・様式自由)を添えて、10月23日(金)(必着)までに同課(内線285)へ

※申込用紙は、市ウェブサイトの各課のページ「地域福祉課」からダウンロードできます。

## 町会(自治会)にご加入を

地域住民がさまざまな活動を通じてお互いを理解し、明るく住みよいまちづくりを進めていくことを目的に、地域において町会(自治会)が組織されています。

町会(自治会)では、地域の集会所、防犯灯、ごみ置き場などの維持管理や、

地域美化、交通安全、防犯、防災などさまざまな問題に取り組んでいます。

このように町会(自治会)は、最も身近で地域にとって欠かせない存在で、地域住民の支え合いが、明るく住みよいまちづくりにつながります。

できるだけ多くの皆さんに町会(自治会)活動についてご理解をいただき、町会(自治会)への加入をお願いいたします。

問い合わせ 市民協働課(内線473)



「一緒につくろう！地域の取り組み」  
「広げよう！地域の活力」

## 第6回とんだばやし認知症 フォーラム

認知症は、糖尿病などの生活習慣病がリスクを高める要因の一つであることから、早い段階からの生活の改善や適切な運動が大切です。

また、自宅内での活動だけでなく、地域活動に出向き社会参加をすることで、住民同士の見守りや支え合いなど、より健康的で効果的な活動が期待できます。

今回のフォーラムでは、幅広い世代の人に生活習慣病対策や認知症について理解していただくため、子どもたちの読書感想文の発表や医療従事者、地域住民などによる講演や事例発表を通じて、さまざまな予防法と先進的な地域の取り組み事例を紹介します。

とき 11月14日(土)、午後1時～4時  
ところ すばるホール4階  
銀河の間

### 内容

■午後1時～

◎口コモ度テスト、血糖・血圧測定、もの忘れ簡易チェックテスト、糖尿病食・介護食試食、健康・介護・栄養相談、服薬ゼリ―体験、パネル展示

■午後2時～

◎認知症に関する小・中学生の読書感想文の発表・表彰

◎地域での取り組みの発表

◎講話「生活習慣病予防」  
「歯の健康、管理のポイント」  
「認知症の人への服薬の工夫」

◎認知症・もの忘れチェック  
◎運動指導  
定員 400人(当日、直接会場へ)

参加費 無料  
問い合わせ 高齢介護課  
(内線183)

## 国民健康保険 被保険者証を送付します

### 新しい被保険者証は 10月初旬に郵送します

現在使用されている被保険者証は、10月31日(土)で有効期限が切れますので、新しい被保険者証(カード)を10月初旬に簡易書留で郵送します。

### 被保険者証が届いたら

新しい被保険者証は、台紙に貼り付けた状態で送付します。

お受け取りになられたら、世帯の国民健康保険加入者全員の被保険者証があるかを確認した上で、台紙から剥がしてください。

※有効期限を過ぎた被保険者証は、保険年金課に返却していただくか、ご自身で

破棄してください。

なお、被保険者証には国の法令などの規定により、裏面に臓器提供意思表示欄を設けています。

この意思表示は任意ですが、ご記入いただいた場合は同封の「個人情報保護シール」を貼り付けると、署名欄などが見えないようにすることが出来ます。

また、同シールには新薬と同じ有効成分でありながら価格が安い「ジェネリック医薬品(後発医薬品)」希望の意思表示欄を設けていますので、積極的に活用し、医療費の適正化にご協力ください。

### 被保険者証を受け取る ことができなかったら

郵便物の転送を郵便局へ依頼されているなどの理由で、被保険者証を受け取ることができなかった人は、10月19日(月)以降に現在使用されている被保険者証、運転免許証またはパスポートなどの本人確認ができるものと印鑑(認め印可)を持って、保険年金課へお越しください。

### 退職被保険者の要件に該当される人

一定要件を満たしている人は、「一般被保険者証」から「退職被保険者証」に変

更している場合がありますが、いずれの保険者証も医療機関での負担割合、保険料は同じですので、そのままお使いください。

### 有効期限が短縮される人

■75歳になる人(昭和15年11月2日～16年10月31日生まれ)の有効期限は誕生日の前日まで

これは、75歳の誕生日から後期高齢者医療制度に移行するためです。同制度の被保険者証は、誕生日の前月中に郵送します。

■退職者本人で65歳になる人(昭和25年11月2日～26年10月31日生まれ)とその被扶養家族、または被扶養家族で65歳になる人の有効期限は誕生日の末日まで

これは、退職被保険者から一般被保険者になるためです。一般被保険者証は、誕生月の中旬に郵送します。

問い合わせ 保険年金課  
(内線151、155)



## 行政相談週間

総務省では、行政相談制度を広く知っていただくため、10月19日(月)～25日(日)までの一週間を「行政相談週間」と定め、さまざまな行事を実施します。近畿管区行政評価局でも「一日合同行政相談所」を開設しますので、国の仕事やサービスなどで、「困った」「納得できない」「もっと詳しく知りたい」などの相談がある人は気軽にご利用ください。

とき 10月20日(火)、午前10時～午後5時

ところ 大丸大阪心斎橋店本館7階特設会場（当日、直接会場へ）

### ●本市の行政相談

総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員が、皆さんの行政に対する苦情やご意見を第三者の立場でお聞きし、その問題解決に当たります。

### ●本市の行政相談委員

○水道 昌之さん

不動ヶ丘町15の22 ☎(35)2922

○富永 清子さん

向陽台二丁目7の25 ☎(28)7088

○榊原 壽幸さん

喜志町二丁目8の18 ☎(23)3410

※毎月第3木曜日、午後1時～4時に、市役所1階市民相談室で行政相談を実施しています（当日、直接会場へ）。

### ●暮らしと行政なんでも行政相談

大阪行政相談委員協議会では、次のとおり相談会を実施します。

とき 11月17日(火)、午前10時～午後4時

ところ 八尾市文化会館「プリズムホール」(八尾市光町2の40) 4階第1会議室（当日、直接会場へ）

内容 弁護士や八尾市消費者相談員、行政相談員などによる相談

※詳しくは近畿管区行政評価局行政相談課 ☎06(6941)8358)へお問い合わせください。

問い合わせ 情報公開課（内線182）

### 不動産に関する無料相談

「(公社)全日本不動産協会大阪府本部大阪南支部」と「大阪府宅地建物取引業協会南大阪支部」が連携し、不動産に関する無料相談を実施します。

とき 11月5日(木)、午後1時～4時

ところ 市役所1階市民相談室

定員 6人（申し込み先着順）

内容 住宅の購入や賃貸マンションの契約など不動産を安全に取引するための事前相談

申し込み 10月21日(火)～11月4日(火)（土・日曜日、祝日を除く、午前9時～正午、午後1時～4時）までに、「(公社)全日本不動産協会大阪府本部大阪南支部」☎072(263)7222)へ

## 男女共同参画リーダー養成講座 受講生募集

「知ろう！シリーズわたしの気づき講座」

身近なハラスメントの実態を学び、自分自身の「気づき」の感度アップを図るとともに、相談を受けたり、情報をキャッチしたりしたときの対処法について学んでみましょう。

3日の毎週水曜日（12月23日、30日は除く）、午前10時～正午（全10回）  
ところ 中央公民館  
対象者 市内在住・在勤の女性  
定員 20人 ※託児あり（定員5人、2歳～就学前）

の子ども対象、要予約）。講師 フェミニニストカウンセリング堺スタッフ 申し込み 10月13日(火)～11月2日(月)までに電話またはEメールで講座名、住所、氏名、年齢、電話番号を人権政策課（内線474）(Eメール jinken@city.fonda.bayashi.jp)へ（申し込み多数の場合抽選、土・日曜日はEメールのみ受け付け）  
※Eメールの場合は、こちらから確認メールを返信しますので、メールの受信ができるよう設定しておいてください。

## 10月は「府部落差別 事象に係る調査等の 規制等に関する条例」 啓発推進月間です

結婚差別や就職差別などは、重大な人権侵害をもたらします。同条例は、基本的人権を擁護するため、個人および土地に関する事項の調査にあたって、部落差別事象を引き起こす恐れのある調査、報告などの行為を規制しています。同条例の趣旨である「差別につな

がる個人調査や土地調査の依頼はしない」依頼があっても調査や報告はしない」を十分理解し、差別のない人権の尊重された社会を築いていきましょう。また、他人の戸籍謄本や住民票は、原則として弁護士、司法書士などが職務目的で入手することしかできません。委任状の偽造などによる不正取得は違法行為です。  
問い合わせ 府人権局人権擁護課 ☎06(6210)9282)





# 都市計画道路

## 見直し説明会を開催します

都市計画道路とは、都市計画法に基づいて都市計画決定される都市の骨格を形成する道路をいいます。本市では社会経済情勢の変化に対応するため、都市計画決定以来、長期にわたる事業に着手していない都市計画道路の見直しを進めています。

このたび、次の都市計画道路について、同説明会を開催します。

とき 10月30日(金)、午後7時～8時、11月1日(日)、午後1時～2時  
※いずれも同じ内容の説明会です。  
ところ 大阪狭山市役所 (大阪狭山市狭山一丁目2



対象路線名	廃止区間
五軒家金剛東線	藤沢台七丁目付近～大阪狭山市狭山五丁目付近
金剛青葉丘線	大阪狭山市狭山五丁目付近
川西半田線	寺池台五丁目付近～伏山一丁目付近

## 地域の交通を一緒に考えてみませんか

「高齢者が増えて将来の外出や買い物に不安を感じている」「子どもや主婦など、車を運転できない人が多く交通機関まで遠い」など、日頃の外出に不便を感じておられる人の移動について地域とともに考える、「地域の交通を考える勉強会」を開催しませんか。本市では、地域の皆さんと地域の交通を考える取り組みを実施しています。

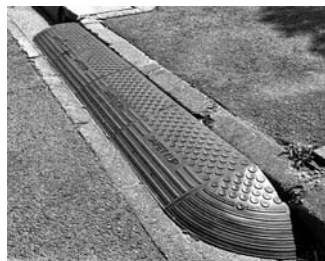
その取り組みの一つとして、同勉強会の開催を考える団体に出張して、地域の交通について市や交通の専門家などがお話をさせていただきますので、町会(自治会)や老人会などご近所が集まる機会にぜひご活用ください。  
申し込み方法など詳しくはお問い合わせください。  
問い合わせ 道路交通課 (内線416)

## 全国道路・街路交通情勢調査を実施しています

国土交通省では、都道府県、政令指定都市および高速道路会社と連携して、9月～11月にかけて、全国道路・街路交通情勢調査を実施しています。同調査は、昭和3年からおおむね5年ごとに実施している全国的な規模の調査で、道路と道路交通の実態を把握し、道路の計画、建設、管理などについて基礎資料を得ることを目的としています。同調査では、道路の状況調査やアンケート調査による自動車の利用実態に関する調査を実施します。

なお、アンケート調査は、自動車をお持ちの人の中から無作為に抽出されたご家庭に調査票を配布しますので、調査へのご協力をお願いします。  
問い合わせ 国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所地域調整課 ☎06(6932)1421

## 道路上に乗り上げ ブロックなどを設置 されています！



道路上に乗り上げブロックや鉄板、プラスチック製のステップ板を置くことは禁止されています。通行中のバイクや自転車が乗り上げたり、ぶつかったりして転倒し、重大な人身事故を引き起こす恐れがあるので設置されてい  
る人は撤去してください。  
道路との段差を解消するためには、歩道や縁石の切り下げ工事を自費（自己負担）でしていただく必要があります。この場合、事前に「道路管理者」の承認が必要ですので、詳しくは、道路交通課までお問い合わせください。  
問い合わせ 道路交通課  
(内線412、414)

## 市宮錦織住宅、市宮若松団地の 入居者を募集します

募集住宅・戸数など 左下表のとおり  
申込資格 次の全てに該当する人  
①現在住宅に困っている人  
②市内在住・在勤の人  
③同居または同居しようとする親族がある世帯  
④保証人がある人  
⑤公営住宅法に基づく収入基準に合う人  
・申込家族全員（申込者と同居人）の収入を含めた計算後の月収額が15万8000円以下の人  
・公営住宅については裁量階層世帯（高齢者、障がい者などの世帯）に該当する人は、計算後の月収額が15万8000円を超え25万9000円以下の人でも申し込みができます  
⑥申込者が独立の生計を営む人で家賃、共益費を払うことができる人  
⑦申込者および同居しようとする親族が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定する暴力団員でない人

※親子等近居募集については、介護や地域コミュニティの推進を図るための募集で、市宮錦織住宅につい

ては第二中学校区内に、市宮若松団地については第一中学校区内に親族が居住しており、近居することにより双方の利益が見込まれる世帯に限り募集。  
※地域コミュニティ募集については、地域でのコミュニティの推進を図るため、申込者が第一中学校区内に6カ月以上継続して居住または勤務されている世帯に限り募集。

	住宅名/住所	交通機関	募集戸数	構造	間取り/建築年 (募集対象者)
一般募集 (公営住宅)	錦織住宅/ 錦織南二丁目	近鉄長野線 滝谷不動駅下車 徒歩約20分	5戸	高層一部中層および中層RC造(エレベーター有)	3DK/H11築 浴室・浴槽あり (2人以上の世帯)
一般募集 (公営住宅)	錦織住宅/ 錦織南二丁目	近鉄長野線 滝谷不動駅下車 徒歩約20分	1戸	中層RC造 (エレベーター有)	2DK/H11築 浴室・浴槽あり (2人以上の世帯)
親子等近居募集 (公営住宅)	錦織住宅/ 錦織南二丁目	近鉄長野線 滝谷不動駅下車 徒歩約20分	1戸	高層一部中層RC造 (エレベーター有)	3DK/H11築 浴室・浴槽あり (2人以上の世帯)
親子等近居募集 (公営住宅)	錦織住宅/ 錦織南二丁目	近鉄長野線 滝谷不動駅下車 徒歩約20分	1戸	高層一部中層RC造 (エレベーター有)	2DK/H11築 浴室・浴槽あり (2人以上の世帯)
親子等近居・ 地域コミュニティ募集 (公営住宅)	若松団地第11 住宅/ 若松町一丁目	近鉄長野線 富田林駅下車 徒歩約10分	1戸	中層RC造	3DK/S56築 浴室あり・浴槽なし (2人以上の世帯)
親子等近居・ 地域コミュニティ募集 (公営住宅)	若松団地第11 住宅/ 若松町一丁目	近鉄長野線 富田林駅下車 徒歩約10分	1戸	中層RC造	4DK/S56築 浴室あり・浴槽なし (3人以上の世帯)
親子等近居・ 地域コミュニティ募集 (改良住宅)	若松団地第12 住宅/ 若松町一丁目	近鉄長野線 富田林駅下車 徒歩約5分	2戸	中層RC造	3DK/S60築 浴室あり・浴槽なし (2人以上の世帯)

申込書の配布 10月1日(木) 15日(木)まで住宅政策課、金剛連絡所、人権文化センター、南河内府民センターで配布(土・日曜日、祝日は除く)  
申し込み 10月1日(木) 15日(木)(消印有効)までに指定の封筒で郵送(申し込み多数の場合抽選)  
問い合わせ 住宅政策課  
(内線436、437)





# 若者就職応援相談会

## in 南河内

就職について悩みや疑問のある15歳からおおむね40歳代前半までの人および子どもの就職で悩んでいる保護者などを対象に、キャリアアドバイザー、就労支援コーディネーターによる就職相談会を実施します。

とき 11月11日(水)、午後1時～4時

ところ ノバティながの南館3階ノバティホール(河内長野市長野町5の1)

内容 1回50分の個別就職相談会

定員 12組(申し込み先着順)

※定員に満たない場合は当日参加も可。

参加費 無料

※申し込み方法など詳しくはお問い合わせください。

※当日は府総合労働事務所職員による労働相談も同時開催しますので、賃金カット、職場におけるハラメントなどについて相談のある人はお越しください(年齢不問、当日直接会場へ)。

問い合わせ 商工観光課  
(内線481、FAX(26)2020)

### 学校給食用物資納入業者登録申請を受け付け

市小・中学校給食会では、28～30年度の学校給食用物資納入業者の登録申請を受け付けます。

**登録申請書の配布・受け付け** 10月1日(木)～16日(金)に、富田林学校給食株式会社(第二学校給食センター内)で配布する申請書(小・中学校共通様式)に必要書類を添付し、10月19日(月)～27日(水)まで(いずれも土・日曜日、祝日を除く午前8時～午後4時)に富田林学校給食株式会社へ(郵送不可)※受け付け後、審査の上登録します。

※その他、登録要件など詳しくはお問い合わせください。

**問い合わせ** 小学校給食用物資納入業者登録に関することは第二学校給食センター内市小学校給食会事務局(富田林学校給食株式会社)☎(28)6363、中学校給食用物資納入業者登録に関することは第一学校給食センター内市中学校給食会事務局☎(34)7110

## 府最低賃金が改正

今年10月1日(木)から、府最低賃金の金額が改正されます。

これにより、使用者は労働者に対して、次の金額以上の賃金を支払う必要があります。

時間額 858円

※パート、アルバイトなどを含む全ての労働者に適用されます。

※特定産業の労働者については、別に産業別最低賃金が定められています。

※詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 大阪労働局賃金課☎06(6949)6502

## ペットボトルとプラスチック製容器包装の品質調査が実施されました

### 資源ごみの分別収集にご協力を

普段皆さんに分別していただいているペットボトルとプラスチック製容器包装(発泡トレイや卵パック、ペットボトルのラベルおよびキャップなど)については、毎年収集した物の品質調査が実施されています。

今年度は6月30日にペットボトル、7月23日にプラスチック製容器包装の品質

調査が実施され、それぞれ総合評価「A」(最高評価)をいただきました。

これは市民の皆さん一人一人の分別意識の結果であり、非常に感謝しております。今後も資源ごみの分別収集にご協力ください。

問い合わせ 衛生課(内線144146)

## ごみ処理手数料を改定します

11月1日(日)および28年4月1日(金)から、南河内環境事業組合第1清掃工場での、直接持ち込みのごみ処理手数料を、下表のとおり改定しますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ 南河内環境事業組合総務企画課☎(33)6584

■ごみ処理手数料表

種別	取り扱い区分	改定前	11/1～	28年4/1～
焼却、 破砕処理	20*未満	190円	250円	340円
	20*につき	1000*以下/回	190円	250円
		1000*超/回	300円	340円
				340円